

原管発官 R5 第 93 号
令和 5 年 8 月 7 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け、昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号、昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号、昭和 60 年 9 月 18 日付 60 資庁第 11641 号、昭和 62 年 6 月 29 日付 62 資庁第 4304 号、昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号、平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号、平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号、平成元年 11 月 7 日付元資庁第 13292 号、平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号、平成 3 年 11 月 1 日付 3 資庁第 11371 号、平成 4 年 9 月 25 日付 4 資庁第 9740 号、平成 5 年 5 月 17 日付 5 資庁第 1424 号、平成 5 年 9 月 22 日付 5 資庁第 9767 号、平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号、平成 7 年 9 月 5 日付 7 資庁第 8715 号、平成 7 年 11 月 22 日付 7 資庁第 11868 号、平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6100 号、平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号、平成 8 年 9 月 25 日付 8 資庁第 9733 号、平成 9 年 1 月 31 日付平成 09・01・09 資第 08 号、平成 9 年 4 月 7 日付平成 09・03・13 資第 30 号、平成 9 年 9 月 30 日付平成 09・07・22 資第 16 号、平成 10 年 10 月 29 日付平成

10・09・04 資第 5 号, 平成 11 年 8 月 18 日付平成 11・07・23 資第 20 号, 平成 11 年 12 月 14 日付平成 11・11・05 資第 17 号, 平成 12 年 6 月 12 日付平成 12・05・19 資第 4 号, 平成 13 年 1 月 5 日付平成 12・08・31 資第 15 号, 平成 13 年 3 月 12 日付平成 13・02・15 原第 23 号, 平成 13 年 3 月 30 日付平成 13・03・23 原第 18 号, 平成 13 年 10 月 10 日付平成 13・09・11 原第 5 号, 平成 13 年 12 月 21 日付平成 13・12・06 原第 2 号, 平成 14 年 3 月 18 日付平成 14・02・22 原第 10 号, 平成 14 年 5 月 7 日付平成 14・03・28 原第 1 号, 平成 14 年 6 月 20 日付平成 14・06・05 原第 13 号, 平成 14 年 8 月 28 日付平成 14・07・12 原第 9 号, 平成 14 年 9 月 27 日付平成 14・08・29 原第 12 号, 平成 14 年 10 月 30 日付平成 14・10・18 原第 16 号, 平成 15 年 5 月 8 日付平成 15・04・07 原第 6 号, 平成 15 年 7 月 23 日付平成 15・06・30 原第 50 号, 平成 15 年 10 月 22 日付平成 15・09・25 原第 4 号, 平成 15 年 12 月 17 日付平成 15・11・17 原第 11 号, 平成 16 年 5 月 24 日付平成 15・12・24 原第 26 号, 平成 16 年 6 月 18 日付平成 16・05・28 原第 38 号, 平成 16 年 10 月 27 日付平成 16・08・27 原第 3 号, 平成 17 年 4 月 4 日付平成 17・03・16 原第 4 号, 平成 17 年 7 月 27 日付平成 17・07・12 原第 8 号, 平成 17 年 9 月 16 日付平成 17・09・01 原第 7 号, 平成 17 年 12 月 20 日付平成 17・12・06 原第 6 号, 平成 18 年 2 月 22 日付平成 18・01・27 原第 17 号, 平成 18 年 7 月 18 日付平成 18・06・30 原第 21 号, 平成 19 年 3 月 19 日付平成 19・03・05 原第 11 号, 平成 19 年 7 月 9 日付平成 19・06・22 原第 10 号, 平成 19 年 8 月 31 日付平成 19・07・31 原第 18 号, 平成 19 年 10 月 16 日付平成 19・09・28 原第 44 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 40 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 15 号, 平成 19 年 12 月 25 日付平成 19・12・14 原第 11 号, 平成 20 年 4 月 17 日付平成 20・04・03 原第 14 号, 平成 20 年 6 月 17 日付平成 20・05・29 原第 19 号, 平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 28 号, 平成 20 年 10 月 24 日付平成 20・10・10 原第 8 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 14 号, 平成 21 年 2 月 12 日付平成 21・01・28 原第 12 号, 平成 21 年 11 月 25 日付平成 21・10・30 原第 11 号, 平成 22 年 1 月 22 日付平成 21・12・16 原第 9 号, 平成 22 年 6 月 14 日付平成 22・05・26 原第 3 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 31 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・21 原第 7 号, 平成 23 年 11 月 18 日付平成 23・10・07 原第 34 号, 平成 24 年 1 月 13 日付平成 23・12・13 原第 16 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120720 原第 27 号, 平成 25 年 7 月 5 日付原管 B 発第 1307054 号, 平成 25 年 8 月 12 日付原管 B 発第 1308121 号, 平成 25 年 12 月 11 日付原管 B 発第 1312111 号, 平成 26 年 12 月 5 日付原規規発第 1412052 号, 平成 27 年 6 月 12 日付原規規発第 1506123 号, 平成 27 年 9 月 14 日付原規規発第 1509142 号, 平成 28 年 1 月 7 日付原規規発第 1601078 号, 平成 28 年 3 月 3 日付原規規発第 1603034 号, 平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 16032418 号, 平成 28 年 12 月 5 日付原規規発第 1612052 号, 平成 30 年 9 月 19 日付原規規発第 18091910 号, 令和 2 年 2 月 27 日付原規規発第 2002272 号, 令和 2 年 5 月 26 日付原規規発第 2005265 号, 令和 2 年 7 月 17 日付原規規発第 2007171 号, 令和 2 年 8 月 28 日付原規規発第 2008283 号, 令和 2 年 10 月 30 日

付原規規発第 2010305 号, 令和 4 年 5 月 11 日付原規規発第 2205116 号, 令和 4 年 8 月 22 日付原規規発第 2208226 号, 令和 5 年 3 月 14 日付原規規発第 2303141 号及び令和 5 年 8 月 1 日付原規規発第 2308016 号で変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する(ただし, 下線は含まない)。

2. 変更の理由

(1) 柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉の大物搬入建屋建替に伴う変更

6 号炉の大物搬入建屋建替に伴い, 関連する次の管理区域図及び保全区域図の変更を行う。

添付 4 管理区域図 (第 9 3 条及び第 9 4 条関連)

添付 5 保全区域図 (第 9 8 条関連)

3. 施行期日

(1) この規定は, 原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

(2) 添付 4 の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」, 「5・6・7 号機全体図」及び「6 号機原子炉建屋 2 階, 1 階」の変更は, 管理区域の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

(3) 添付 5 の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は, 保全区域の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

以 上

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

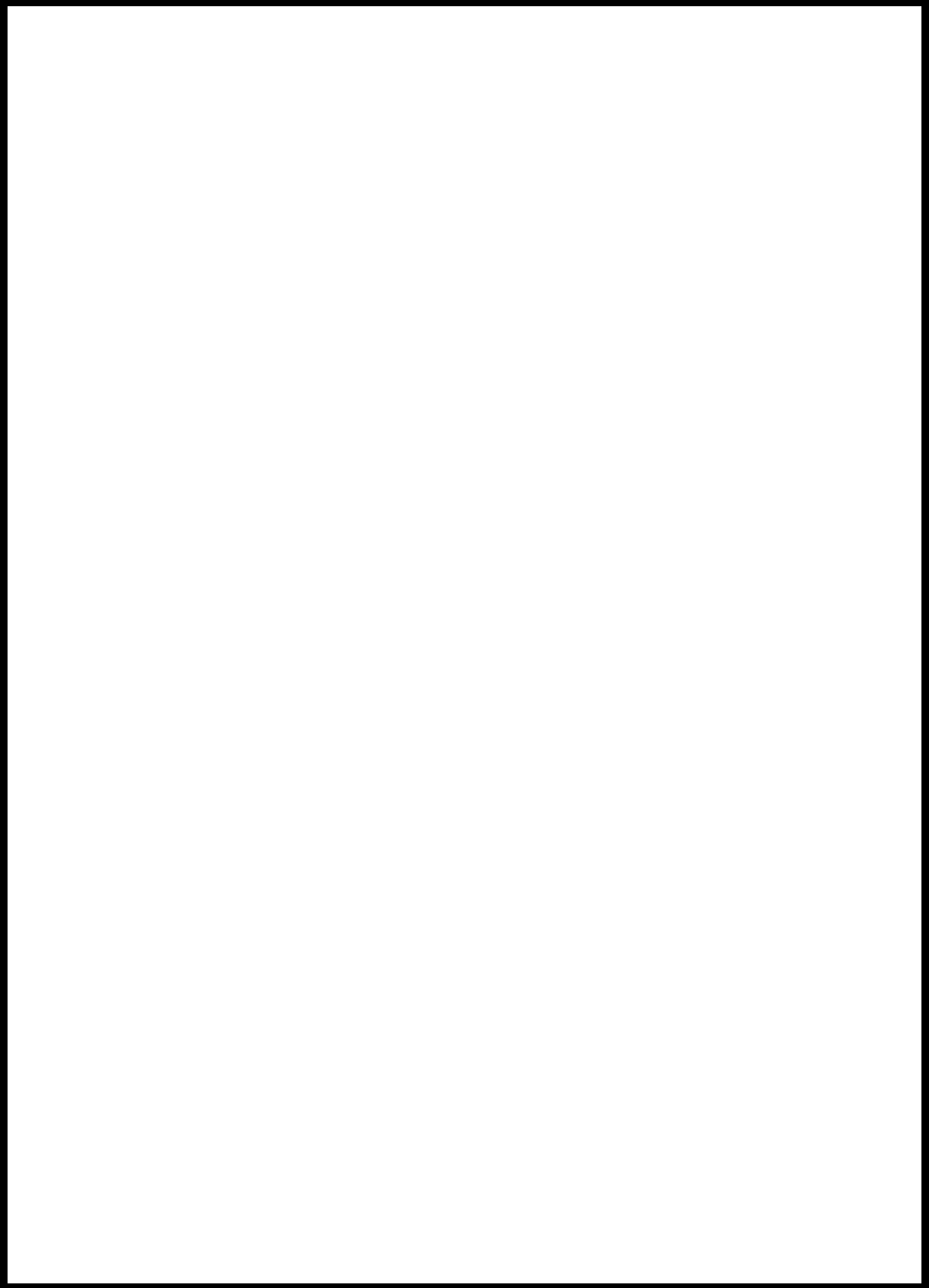
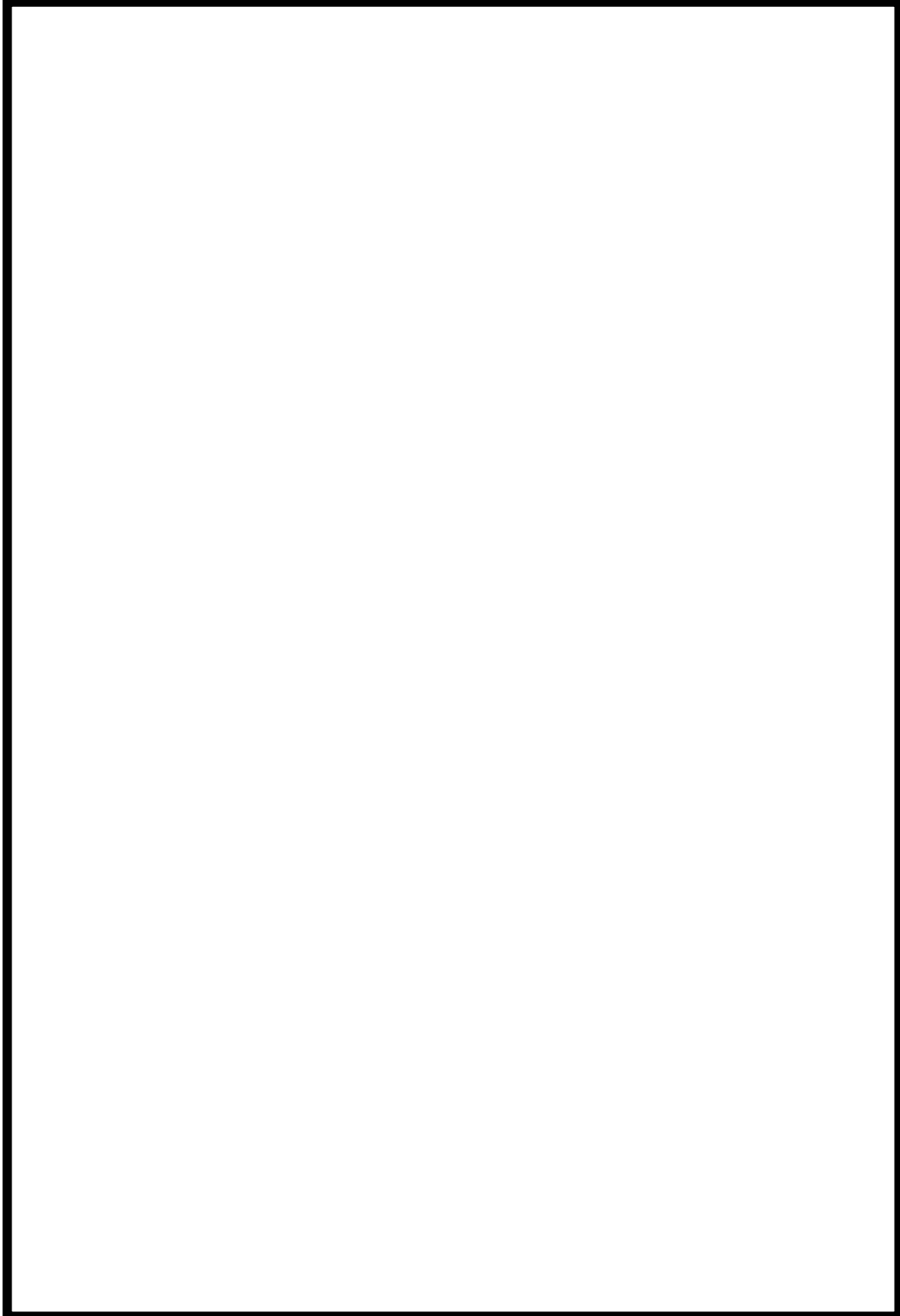
柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">添付4 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">添付4 管 理 区 域 図</p> <p style="text-align: center;">(第93条及び第94条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p> 管理区域設定・解除予定エリア</p> <p>※1：第94条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 6号炉の大物搬入建屋 建替に伴う変更(この ページは変更なし)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 6号炉の大物搬入建屋 建替に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
 <p>(中略)</p>	 <p>(中略)</p>	柏崎刈羽原子力発電所 6号炉の大物搬入建屋 建替に伴う変更

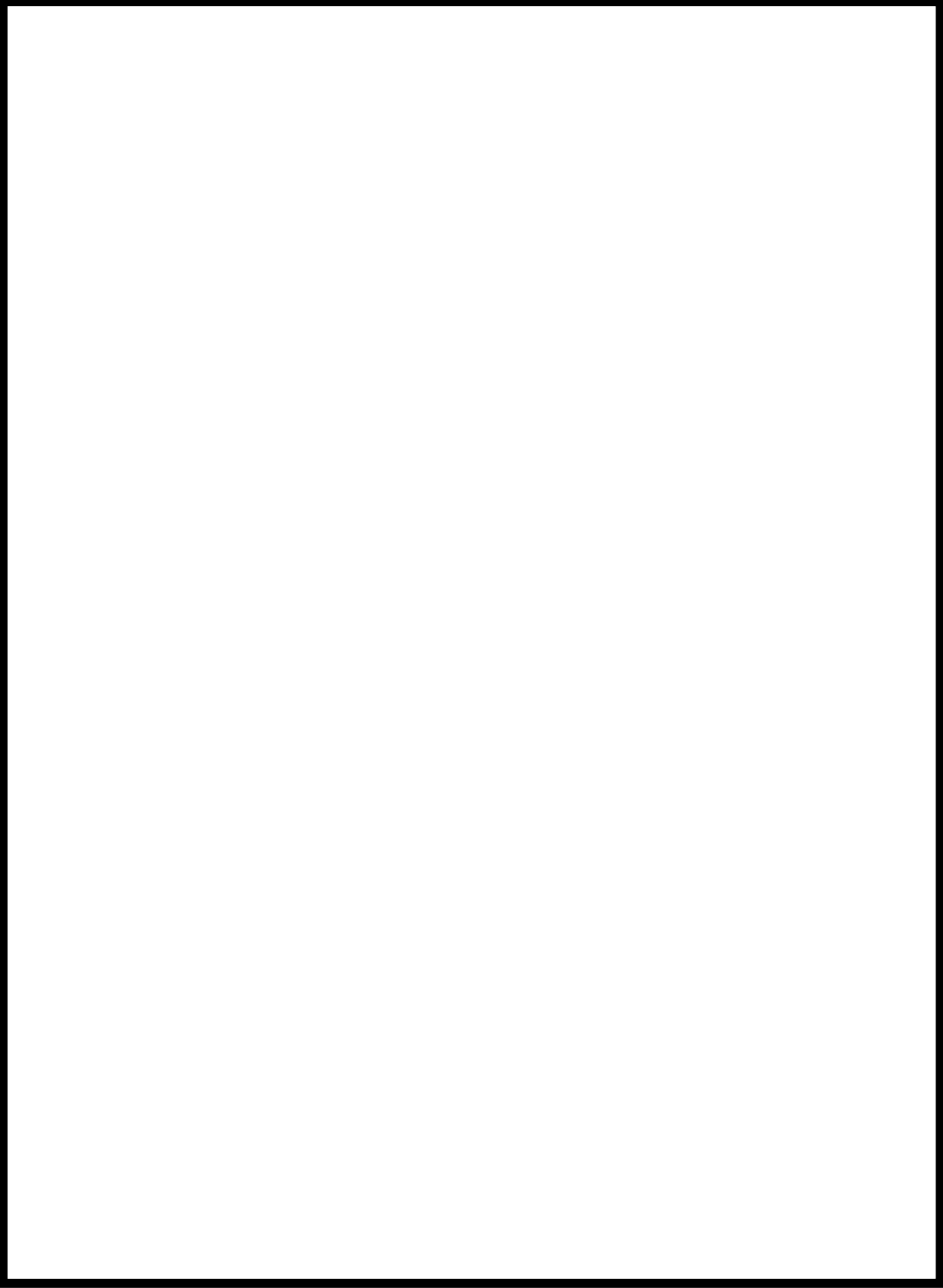
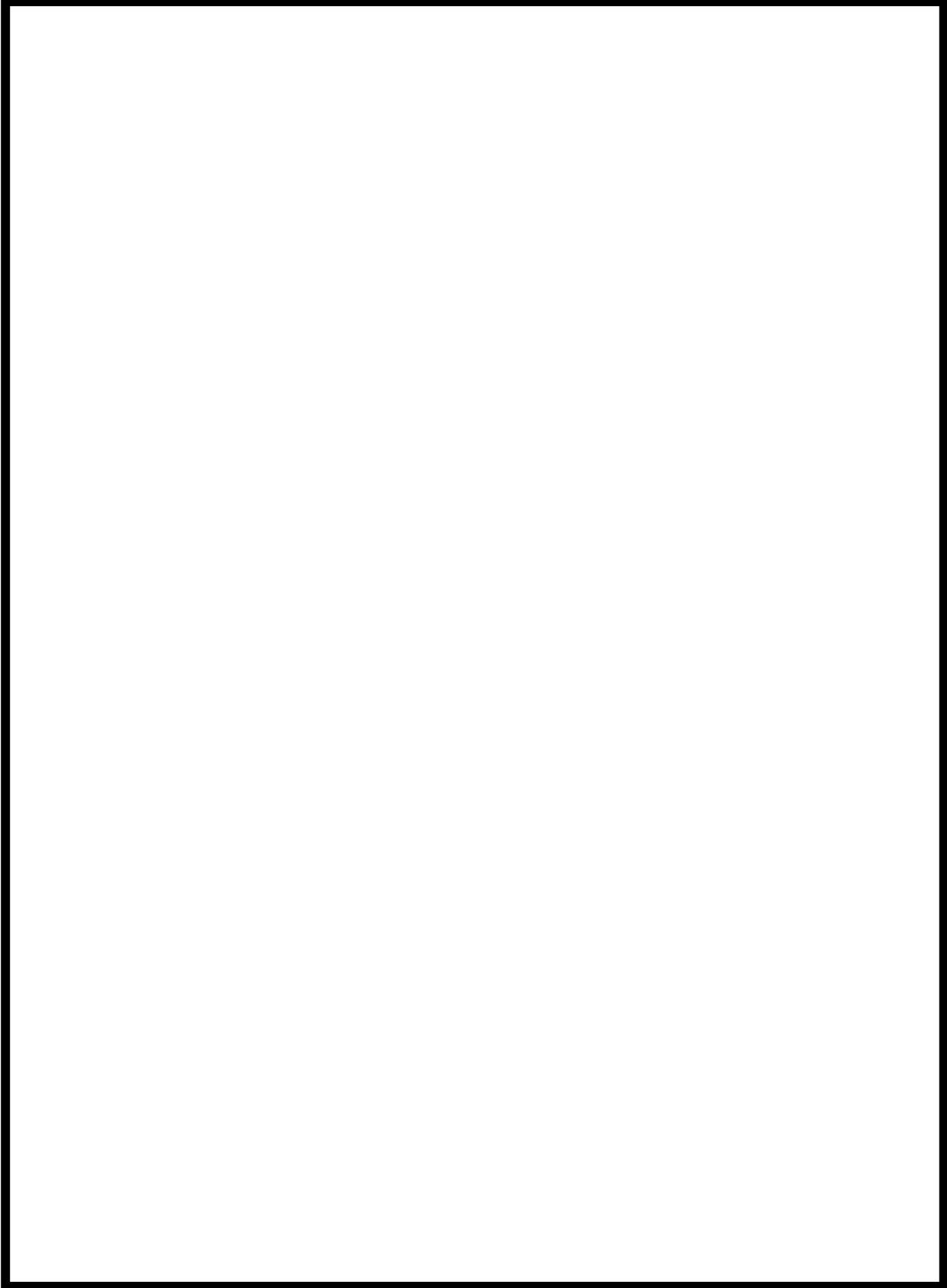
柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 6号炉の大物搬入建屋 建替に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付5 保 全 区 域 図 (第98条関連)	添付5 保 全 区 域 図 (第98条関連)	柏崎刈羽原子力発電所 6号炉の大物搬入建屋 建替に伴う変更(この ページは変更なし)

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
		柏崎刈羽原子力発電所 6号炉の大物搬入建屋 建替に伴う変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和5年8月1日 原規規発第2308016号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年8月11日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>2. 添付4の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」、 「5・6・7号機全体図」及び「6号機原子炉建屋2階、1階」の変更は、管理区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u> <u>3. 添付5の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は、保全区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年8月1日 原規規発第2308016号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年8月11日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p>柏崎刈羽原子力発電所 6号炉の大物搬入建屋 建替に伴う変更</p>